

あいおいニッセイ同和損保

# 生活安心サポートサービスのご案内

## 生活安心サポート

良い サービス コール

# 0120-4132-56

おかけ間違いにご注意ください。

\*音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、**ご契約者の団体名(ユアアイコン)**、**被保険者のお名前**、**ご加入の保険商品名(団体生活補償保険)**の他、**サービスご利用番号(0871)**をお申し出ください。



ご利用いただける方

被保険者(補償の対象となる方)となります。

### 健康・医療 ご相談

ご利用日・ご利用時間 24時間 365日

#### ● 健康・医療のご相談

ケガ・病気や健康状態に関するご相談、お薬に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイス

ケガや病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関すること、お薬に関するご相談に、看護師や薬剤師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

(注1)緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

(注2)お薬に関するご相談のご利用時間は、平日9時～17時(土日祝日、12/29～1/5を除きます。)となります。

#### ● 病院情報のご提供

いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関など全国各地の病院等の情報をご提供

近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。

(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はありません。

#### ● 夜間休日医療機関情報のご提供

夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供

夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日に診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。

(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はありません。



### ホームヘルパー サポート

ご利用日・ご利用時間 平日9～17時(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

#### ● ホームヘルパー業者のご紹介

家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介します

シニアの方や、ケガなどでお困りのご家族をサポートするホームヘルパーの派遣業者をご紹介します。

(注1)ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。

(注2)一部離島や年末年始など、地域や時期によってはご紹介できない場合があります。



### 暮らしのトラブル (法律)・税務 ご相談

ご利用日・ご利用時間 平日13～17時(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

#### ● 法律のご相談

日常生活における法的な疑問に弁護士が電話でアドバイス

相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

(注1)一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

(注2)既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。

#### ● 税務のご相談

日常生活における税務のご相談に税理士が電話でアドバイス

医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

(注)一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。



## ご注意

- ・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ・サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ・提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報およびご相談等に必要な情報を当社に開示することがあります。
- ・サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

## 生活安心サポートご利用規約

### 第1条[規約の目的等]

- (1)この規約は、第2条[サービス提供対象契約]に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する「生活安心サポート」(以下「サービス」といいます。)の事項を定めたものです。
- (2)利用対象者(第3条[利用対象者]に定める利用対象者をいいます。)は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
- (3)このサービスは、当社が委託する提携サービス会社が、この規約に従い提供します。

### 第2条[サービス提供対象契約]

当社は、団体総合生活補償保険契約をサービス提供対象契約とします。ただし、サービス提供時にサービス利用対象者であることを提携サービス会社に確認できないご契約(「準記名式契約特約」セット契約等)は提供対象契約となりません。

### 第3条[利用対象者]

利用対象者は、サービス提供対象契約の被保険者となります。

### 第4条[利用番号の管理]

- (1)利用対象者は、加入者証交付時に付与された利用番号の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号を使用させてはなりません。
- (2)当社は、利用番号が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

### 第5条[サービスの内容]

この規約により提供するサービスの内容は次の①から③のとおりとします。

#### ①健康・医療ご相談

提供サービス	内容
健康・医療のご相談	健康や医療に関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や診断・治療に関する事など、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。

#### ②ホームヘルパーサポート

提供サービス	内容
ホームヘルパー業者のご紹介	ホームヘルパー業者を紹介します。 ※ホームヘルパーの費用等は、サービス利用者の自己負担になります。 ※地域や時期によっては紹介できない場合があります。

#### ③暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

提供サービス	内容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。 ※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

### 第6条[サービス提供を行わない場合]

提携サービス会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する場合(該当するおそれのある場合も含みます。)は、サービスの提供を行いません。

- ①公序良俗に反する行為
- ②法令に違反する行為
- ③第三者(当社を含みます。)に不利益を与える行為(誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為の他、迷惑行為を含みます。)
- ④当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
- ⑤第三者になりすましてサービスを利用する行為
- ⑥営利を目的(商業目的)としてこのサービスを利用する行為
- ⑦提携サービス会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用と判断した場合
- ⑧利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
- ⑨保険金請求にかかわる事故等の相談その他当社または提携サービス会社が不適切と判断した場合

### 第7条[サービス提供時の責任]

- (1)このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
- (2)利用対象者自身が、第三者(当社を含みます。)に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

### 第8条[サービスの変更・中止・終了]

- (1)このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
- (2)当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
  - ①天災等により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
  - ②当社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
  - ③不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
- (3)利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

### 第9条[個人情報の取扱い等]

- (1)利用対象者は、保険証券・加入者証の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
- (2)提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。

附則 この規約は平成29年10月1日現在のものです。

## あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

立ちどまらない保険

MS&AD INSURANCE GROUP